■軽微な設計変更の取り扱いについて

項目	定義
設計変更に伴う変更の手続	その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（年度を繰越す工事にあっては、会計年度の末）に行うことをもって足りるものとする。
「軽微な設計変更に伴う 契約変更の手続き」の定義	次に掲げるもの以外のものをいう。 イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの ロ.「新工種に係るもの」又は「単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもの」で、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの

◆注意事項◆

※ 議会案件については、当初請負契約金額の5%若しくは、累計1千万円を超える変更は、変更仮契約の手続きを行い、議会の承認を得た後、本契約の締結後に変更箇所の施工を行う必要がある。
また、予算の増額補正が必要な変更についても注意が必要。

※ 工期変更については、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく行う。
ただし、変更後の工期が確定できない場合は、工期変更の理由、延長予定期間等について、その都度、打合せ簿により受発注間で確認するものとし、変更工期が確定した時点で、遅滞なく行う。